

(目的)

第1条 この規程は、本楽団の資産の取得、管理、運用及び処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(資産の範囲)

第2条 この規程における資産とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本楽団が取得し保有する楽器及びその付属部品。ただし弦楽器の弦、弓の毛及び肩当て並びに木管楽器のリードを除く。
- (2) 指揮者が使用する椅子及び譜面台
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本楽団が取得し保有する現金及び消耗品以外の物品

(資産の管理)

第3条 団長は、資産の管理に関して次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 資産の取得、保有状況及び使用状況の把握
- (2) 資産の維持管理及び貸付
- (3) 資産台帳の整備

(使用者の責務)

第4条 資産を使用する者(以下「使用者」という。)は、団長の管理監督の下に、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

2 使用者は、資産を本楽団の活動以外に使用してはならない。

(取得及び資産台帳への登録)

第5条 団長は、資産を取得したときはすみやかに資産台帳に登録しなければならない。

(修繕)

第6条 団長は、資産の機能を維持するために必要と認められる場合には、予算の範囲内で修繕を行うものとする。

(貸付)

第7条 団長は、本楽団の活動に支障のない範囲で他の団体等に資産を貸し付けることができる。

(処分)

第8条 団長は、資産を処分するときは役員会での協議を経なければならない。

2 団長は、前項の処分を行ったときは団員総会に報告しなければならない。

(滅失、破損、盗難)

第9条 使用者は、資産の滅失、破損又は盗難の事実を発見したときは、団長にすみやかに報告するとともに、損害の増大の防止に努めなければならない。

2 使用者は、資産の滅失、破損又は盗難について故意又は重大な過失がある場合は、その損害を賠償するものとする。

(除却)

第10条 団長は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに資産の除却を行うものとする。

- (1) 災害又は盗難等により滅失したとき。
- (2) 処分を行ったとき。
- (3) 劣化等により使用を停止したとき。

(調査)

第11条 団長は、本楽団が保有する資産について、毎会計年度に一度調査を行い、管理の状況及び資産台帳の記載内容を確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団長が必要と認めるときは、前項に規定する調査を行うことができる。

3 使用者は、前2号の規定に基づく調査に協力しなければならない。

4 使用者は、資産台帳と資産の照合に差異を認めるときは、その原因を調査し団長に報告するとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、団長が別に定める。

2 団長は、この規程に基づく業務を倉敷管弦楽団規約第9条第1項に定める役員に行わせることができる。

附 則

この規程は、平成25年1月7日から施行する。

#### ◇資産について

・本楽団は法人ではないため、法的に楽団として資産を取得したり保有することはできませんが、資産管理規程及びこれに基づく業務においては、便宜的に「本楽団が取得し保有する資産」や「本楽団の資産」などという表現を用いることとします。

・本楽団の資産は、本楽団が権利能力なき社団（人格なき社団）とみなされることから、判例に基づき団員の総有であるものとして扱います。＜総有とは、財産の共同所有形態の一種であり、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、団体的拘束が強いために、個々の構成員の持分権の大きさを観念することが困難であり、個々の構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができないものをいう。（最判 昭和32年11月14日民集11巻12号1943頁）。＞

#### ◇資産の範囲について

・資産の範囲は次のとおりとします。

- ①楽器及びその付属部品（弦楽器の弦、弓の毛、肩当て、木管楽器のリードは除く。）
- ②指揮者用の椅子及び譜面台
- ③現金及び演奏会受付用具のような消耗品以外の物品

#### ◇使用者の責務について

・使用者は、資産の管理について善良な管理者の注意義務を負うものとして扱います。＜善良な管理者の注意とは、行為者の職業や社会的・経済的な地位などにおいて一般に要求されるだけの注意をいう。＞

・本楽団の資産は、本楽団の活動のために取得・保有されているものであることから、使用者は本楽団の活動以外にこれを使用しないという節度ある行動が求められます。

#### ◇資産の管理及び調査について

・団長（又はその委任を受けた役員）は、本楽団の資産を適正に管理するため、資産台帳を整備し適宜手入れを行うものとして扱います。

・本楽団の資産については、毎会計年度に一度（概ね定期演奏会の終了後）調査を行うものとして扱います。

この調査は、使用者が団長（又はその委任を受けた役員）に対し、当該資産の現状を報告すること若しくは、団長（又はその委任を受けた役員）が使用者立ち会いの下、資産台帳と当該資産とを照合させることにより行うものとして扱います。（報告様式は別途定めることとします。）

・資産の使用者はこの調査に協力しなければならず、資産台帳と資産の照合に差異があった場合はその原因を解明し団長（又はその委任を受けた役員）に報告するとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとして扱います。

#### ◇資産の滅失、破損、盗難について

・使用者は、資産の滅失、破損、盗難の事実を発見したときは、団長（又はその委任を受けた役員）にすみやかに報告するとともに、損害の増大の防止に努めなければなりません。

・資産の滅失、破損、盗難があったときは、団長（又はその委任を受けた役員）は状況を詳細に調査の上、使用者に故意又は重大な過失があることが判明した場合は、役員会での協議を経て使用者に損害の賠償を請求するものとして扱います。

#### ◇資産の貸付について

・団長（又はその委任を受けた役員）は、本楽団の活動に支障のない範囲で他の団体等に資産を貸し付けることができます。

・貸付を行う際は、役員会での協議を経るとともに、相手方から借用書を徴することとします。

#### ◇その他

・この運用の目安に記載するもののほか、資産管理規程の運用に疑義が生じたときは、役員会で協議の上対応することとします。また、使用者が資産管理規程に違反した場合は、役員会で協議の上、その使用を停止させることがあります。